

【四日市市の飲食店の方】**四日市市の飲食店に対する6月1日以降の時短要請 Q & A**

Q 1 まん延防止等重点措置区域における特に重点措置を講じる区域（以下「重点区域」）の飲食店では、6月1日以降、協力金の支給要件は変わるのか？

A 1 重点区域の飲食店に対しては、5月9日からの要請に引き続き、「カラオケ設備の利用」と、「酒類の提供」を、いずれも終日行わないこと（持ち込みも含む。）が要請されており、支給要件の変更はありません。

なお、以下の項目についても、これまでと同様の支給要件です。

- ・要請期間の全期間、県内の全店舗で20時までの時短営業（お客様に退店していただくこと）に全面的に協力すること。
- ・食品衛生法上の有効な許可を有し、且つ、時短要請期間の全てを通して有効であること。
- ・通常の営業終了時刻が20時を越えていること。
- ・業種別ガイドラインを遵守し、適切な感染防止対策を講じること。

Q 2 6月1日以降、結婚式場に対する時短要請が行われているが、新たに協力金の対象となるのか？

A 2 これまで、結婚式場に関しては、一般のお客様が飲食に利用可能なレストラン等の飲食施設が併設されている場合に限り、当該飲食施設が県の要請に応じていただいている場合に協力金の対象となっていました。6月1日以降は新たに、飲食店営業許可を受けている結婚式場が、結婚式（披露宴、二次会等を含む。以下「結婚式等」）で、県の要請（20時までに終了すること（※）、終日酒類及びカラオケ設備の提供を行わないこと）に応じていただく場合も協力金の対象となります。この場合、通常、20時を越えて結婚式を開催していることがホームページやパンフレットなどで対外的に公表されているとともに、開催実績（令和2年又は令和元年6月に1回以上終了予定時刻が20時を越える結婚式等を開催している）があることが必要です。

また、ホテル又は旅館の集会の用に供する施設で結婚式を行う場合も、「飲食店営業許可を受けており、当該施設を結婚式に利用できることが対外的に公表されていること」「当該施設の通常の利用時間が20時を越えていること」「結婚式等で県の要請（20時までに終了すること、終日酒類及びカラオケ設備の提供を行わないこと）に応じていただくこと」の要件を満たした場合は、協力金の対象となります。

（※）結婚式場の場合は建物に、ホテル・旅館の場合は会場に、20時の時

点で新郎新婦及び招待客が残っていない状態にすることをいいます。

Q 3 協力金の金額に変更はあるのか？

A 3 6月1日以降も、5月31日までと協力金の日額単価は同じ考え方ですが、5月9日～31日の時短要請協力金については、5月を基準月として協力金単価を算定するのに対し、6月1日～20日の時短要請では6月を基準月として算定しますので、協力金の日額単価は変わる可能性があります。

Q 4 酒の提供、カラオケの利用など、要請内容が一つでも守られていなければ協力金はもらえないのか？

A 4 要請内容の全てに協力していただいていることが協力金の支給要件ですので、支給要件が一つでも満たされていない場合、県内の全店舗に対し、協力金は支給されません。

Q 5 重点区域にある店舗だが、元々酒の提供もしていないし、カラオケ設備も持っていない。このような店舗でも、時短要請に応じれば3万円～10万円の協力金がもらえるのか？

A 5 そのような場合でも、支給要件を満たしていれば重点区域に適用される単価の協力金が支給されます。

Q 6 重点区域については、5月11日までの時短営業に協力した場合、協力金の単価はどうなるのか？

A 6 重点区域については、5月9日以降は、まん延防止等重点措置適用後の要請の対象となりますので、重点区域の単価が適用されます。詳しくは「[こちら](#)」(←リンクあり)をご覧ください。

5月8日以前については、4月26日からの時短要請の単価が適用されますので、詳細は県ホームページ「三重県時短要請協力金(令和3年4月26日～令和3年5月11日)について(案内)」に掲載の[Q&A](#)(←リンクあり)をご覧ください。

Q 7 4月26日～5月8日の時短要請や、5月9日～31日の時短要請でも協力金を申請するが、今回の時短要請の申請書を提出する際は、もう一度同じ書類を提出しなければならないのか？

A 7 申請手続きは、それぞれの協力金で別々に行っていただく必要がありますので、申請書につきましては、改めてご提出いただくこととなります。

申請手続きを複数回していただくことで、お手数をおかけすることとなりますが、内観・外観写真、営業許可証写し、本人確認書類など、重複する添付書類は複数回提出しなくてもいいようにする等、できるだけ申請に係る負担を軽減できるようにいたしますので、ご理解をお願いいたします。

Q 8 5月31日までの時短要請には協力しなかったが、6月1日からの要請には協力しようと思う。この場合でも、6月1日からの分の協力金は支給されるのか？

A 8 これまでの時短要請に協力していただいていたか否かに関わらず、6月1日からの要請に応じていただき、協力金の支給要件を全て満たす場合は、6月1日以降の要請に対する協力金をお支払いします。

Q 9 カラオケボックスも要請の対象になるのか？

A 9 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている飲食店が要請の対象ですので、これらの営業許可を取って営業している店舗であれば、カラオケボックスなども対象となります。

Q 10 ホテルが宿泊客のみに酒類を提供するのは可能か？

A 10 宿泊客のみに酒類を提供することは要請の対象外です。

Q 11 店舗において感染防止対策を講じているか否かは支給の要件に含まれるのか？

A 11 業種別ガイドラインに沿って適切な感染防止対策を講じていただいていることは、協力金の支給要件となります。

Q 1 2 6月14日から6月20日までの間に酒類の提供を行った場合、協力金の支給対象となるのか。

A 1 2 四日市市の事業者の皆様には、引き続き酒類の提供を行わないことを要請しておりますので、協力金の支給対象外となります。また、同じ事業者が経営する他の店舗分も含めて全体として協力金の対象外となりますので、ご注意ください。